

## 確認（変更）審査に関する契約書

1. 株式会社仙台都市整備センター（以下「センター」という。）は、申込書及び添付図書に記載された建築物等の計画が建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しているかについて審査し、適合している場合は確認済証を交付する。
2. センターは、前項の審査にあたり、当該申込に係る計画に建築基準法関係規定への適合の判断が困難である場合は、建築主又は設計者に対して説明又は追加の資料の提出を求めることができ、また、建築主はそれに応ずる。
3. 確認が法第6条の3第1項に規定する構造適合性判定を要する建築物に係るものである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、センターは当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。
4. センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。
5. 建築主は、センターに対してセンターが規定する手数料を支払う。
6. 建築主は、建築確認済証の交付前に確認申込取下げ届をセンターに提出した場合は、センターは第1項にかかわらず審査を中止し、提出された確認（変更）審査契約関係書類を建築主に返却する。この場合手数料は返還しない。
7. この契約書は、2通作成し当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

建築主住所

氏名

印

仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

株式会社 仙台都市整備センター

代表取締役 津田 徳郎 印